

主な 変更点

■加入区分の再編、掛金の改定

- ①「子どもへのスポーツ活動の指導・審判」を補償する**AC区分を廃止**
- ②**C区分を「64歳以下の大人」限定**の加入区分に変更
- ③**B区分の年間掛金を1,200円/人に変更**(現行：1,000円/人)

現在AC区分、C区分に加入されている方について、平成28年度のご加入の際は年齢により、64歳以下の方はC区分、65歳以上の方はB区分へのご加入となります。

■補償内容等の改定

- ①通院保険金の支払限度日数を30日限度に変更(現行：90日限度)
- ②約款で定める第2級～第14級に該当する後遺障害保険金の支払いについて、**死亡保険金額**に保険金支払割合を乗じた金額のお支払いに変更(現行：後遺障害保険金最高額に保険金支払割合を乗じた金額のお支払い。なお、第1級については従来どおり後遺障害保険金最高額をお支払いします。)
- ③加入人数要件を4名以上に緩和(現行：5名以上)

平成28年度加入区分・掛金・補償額

加入対象者	補償対象となる団体活動 およびその他条件		加入 区分	年間掛金 (1人当たり)	傷害保険				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
					死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)		
子ども (中学生以下 特別支援学校 高等部の 生徒を含む。)	スポーツ活動 文化・ボランティア・地域活動		A1	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血 など) 葬祭費用 180万円
	上記団体活動に加え、個人活動も対象		AW	1,450円	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故5億円500万円 ただし、対人賠償は 1人1億500万円	
	上段：団体活動中・その往復中の補償額 下段：上記以外(個人活動など)の補償額				100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円	対象外
大人 (高校生以上)	スポーツ活動		C	1,850円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血 など) 葬祭費用 180万円
	スポーツ活動の指導・審判		B	1,200円	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	文化・ボランティア・地域活動 団体員の送迎、応援、準備、片付け		A2 ※2	800円	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
全年齢	危険度の高いスポーツ活動 (アメリカンフットボール、山岳登山など)		D	11,000円	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

※1「平成28年4月1日」と「掛金の支払手続きを行う日」のいずれか遅い日の満年齢を基準とします。※2 A2区分には65歳以上の方もご加入いただけます。詳細については、平成28年2月末にお送りする「満期のご案内」に同封の「平成28年度スポーツ安全保険のあらまし」を必ずご覧ください。

平成28年度の加入手続きは平成28年3月より受付を開始する予定です。

平成27年9月作成 15-T04810